

過去の指導事例（訪問系サービス）

1 人員について

(1) 有料老人ホームの人員等と混同している事例

①事業所と別の場所で運営している有料老人ホームに、常勤専従として配置すべきサービス提供責任者が、当該有料老人ホームに勤務していた（サービス提供責任者の常勤専従要件を欠く）。

②事業所ごとに、毎月の勤務表を作成する必要があるところ、併設されている有料老人ホームにおける勤務時間も含めた勤務表を作成していた（基準省令第 33 条第 1 項など）。

㊤事業所には、一定数以上の常勤専従であるサービス提供責任者の配置が必要となるが、このサービス提供責任者については、有料老人ホームの管理者や従業者と兼務していないか（事業所との管理者の兼務は可）。

㊥有料老人ホームの業務に従事する時間は常勤換算から除外されるので、届出のある事業所での勤務体制とすること。

㊦毎月作成すべき勤務表には、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨が明確にされているか。

㊧併設している有料老人ホームにおける勤務時間と、居宅介護や訪問介護などのサービス提供に関する勤務時間とを混同させていないか。

参考：平成 27 年 1 月 26 日 当課実施集団指導資料「従業員の適切な員数確保について」

2 運営について

(1) サービス提供記録が不適切である事例

①居宅介護計画では A、B 及び C のサービスを行うことになっているのに、サービス提供には、A のサービスを行った、という記録しかなかった（基準第 19 条など）。

②サービス提供記録について、内容が希薄であり、どのような支援を行ったのかが不明であった。

③通院等介助等において、ヘルパー自らが車両を運転している場合の運転時間中や診療時間、院内介助等（場合により算定対象）は、介護給付費の算定対象とはならないが、これらに要する時間が記録されていなかった（基準第 19 条など）。

㊤ サービス提供記録には、サービス提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要事項などが記録されているか。

㊦ 通院等介助等において、ヘルパー自らが車両を運転している場合の運転時間中、診療時間、院内介助等などに要した時間を記録しているか。

(2) 居宅介護計画書作成に関するが不適切であった事例

① 居宅介護計画書に、担当する従業者の氏名や、派遣される従業者の種別（介護福祉士、ヘルパー2級など）が記載されていなかった（留意事項通知第2の2(1)①など。重度訪問介護を除く）。

② サービス提供責任者が、居宅介護計画作成に関する一連のながれを、十分に把握していなかった（基準省令第26条など）。

A 居宅介護計画作成の基本的ながれ（アセスメント→原案作成→サービス担当者会議→計画書交付→モニタリング→計画見直し→アセスメント→・・・）を基準省令で確認しているか。

③ 居宅介護計画作成に関する一連のながれを構成するアセスメントやサービス担当者会議など個々の作業について、十分な内容とはいえなかった。

㊤ サービス提供責任者が、アセスメントにおいて、利用者の希望する生活や能力を把握した上で、サービス提供によって解決すべき課題を明らかにしているか。

㊦ 居宅介護計画等において、サービスの内容、所要時間及び日程等を具体的に明らかにしているか。

㊧ 居宅介護計画書内に載せるべき事項（援助の方向性、目標など）を明らかにしているか。

㊨ サービス提供内容や提供時間が変更になっているのに、計画が変更されていないといったことはないか。

(3) 虐待防止の取り組みが不十分であった事例

① 運営規程において定めている虐待防止の取り組みについて、十分に行われていなかった（基準省令第33条など）。

㊤ 虐待防止に関する責任者を選任しているか。

㊦ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しているか。

参考 : 平成27年11月26日 当課実施集団指導配付資料1

(4) 会計が区分されていなかった事例

①会計について、事業所ごと、サービスごとに経理を区分する必要があるところ、区分整理がなされていなかった（基準省令第 43 条など）。

- ㊤介護サービス部門と障害福祉サービス部門の会計を区分しているか。
- ㊤介護サービス部門の中でも訪問介護とデイサービスなど、障害福祉サービスの中でも居宅介護と重度訪問介護など、それぞれのサービスごとに区分しているか。
- ㊤区分している場合、費用等の按分の基準は明確かつ合理的か。

参考 : 平成 27 年 11 月 26 日 当課実施集団指導資料「会計の区分について」

(5) 運営に関するそのほかの事例

①法定代理受領により給付費を受領している場合、利用者に対してその額を通知することとなっているが、通知がなされていなかった（基準省令第 24 条第 1 項など）。

②事業所の見やすい場所に、必要事項の掲示がされていなかった（基準省令第 36 条など）。

- ㊤事業所の見やすい場所に、所定事項の掲示がされているか。
 - ア 運営規程の概要
 - イ 従業員の勤務の体制
 - ウ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

3 報酬について

(1) 居宅介護計画の内容と、介護報酬請求の内容が一致していなかった事例

①院内介助を報酬算定対象としていたが、アセスメント及び居宅介護計画において、院内介助の必要性が記載されていなかった。

- ㊤特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえて、院内介助の必要性を居宅介護計画上に位置付けているか。
 - ア アセスメントに基づく利用者の心身の状況から、院内介助が必要な理由
 - イ 必要と考えられる具体的なサービス内容（トイレ介助、内科から眼科への移動介助など）
 - ウ 病院のスタッフ等による対応が出来ないことを確認した記録（必ずしも医師に確認する必要はない。医事課、看護部等で可。）（何時、誰に、確認した内容。包括的に確認した記録でもよい。）

参考：(1) 平成 20 年 4 月以降における通院等の介助の取扱いについて（平成 20 年 4 月 25 日障発第 0425001 号）
(2) 障害保健福祉関係主管課長会議（平成 29 年 3 月 8 日 障害福祉課作成 P58）

②介護報酬を、居宅介護計画に定めたサービス内容・時間ではなく、実際に提供したサービス内容・時間に基づき請求していた（報酬告示第 1 の 1 など）。

- ㊤居宅介護計画等に定めたサービス内容と異なるサービスを提供し、介護給付費を請求していないか。
- ㊦単発的なサービス提供日や時間の変更であっても、計画変更を行っているか。
- ㊧恒常的な変更やサービス提供時間の増減を伴う場合は、計画作成の一連の業務を行った上での計画変更を行っているか（重訪、同行も同様）。
- ㊨居宅介護計画に定めた所要時間ではなく、実際にサービスに要した時間で介護給付費を請求している事案が散見された。